奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

奈良県教育委員会委員長　上　野　道　善

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所の項の次に次のように加える。

奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	橿原市

別表奈良県文化財保存事務所宝山寺出張所の項を削る。

附　則

この規則は、次の各号に揚げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　別表の改正規定（奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所の項の次に次のように加える部分に限る。）　平成二十二年六月一日

二　別表の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）　平成二十二年七月一日